

【2025年8月6日発行】

■■ 人事労務マガジン／定例第178号 ■■

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省X・Facebookは、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式X>

<https://x.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 「東京労働大学講座専門講座」受講者募集中
2. 能登半島地震からの復興に携わる建設事業主の皆様へ
人材確保等支援助成金(作業員宿舍等設置助成コース(石川県))のご案内
3. 事業主・人事労務担当の皆様へ「多様な働き方の実現応援サイト」のご紹介
4. 8月21日(木)開催「テレワークセミナー」(オンライン)参加者募集中
第3回テーマは「経営者と社員とのテレワーク賛否ギャップを解消」
5. 8月・9月「仕事と育児・介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
主催セミナーに加え、オンライン・各会場で共催セミナーを実施します
6. 令和7年施行の法改正による育児・介護などの雇用環境の整備を円滑に進めましょう
専門家による無料支援をご活用ください
7. 外国人技能実習制度に関するセミナーと個別コンサルティングをオンラインで実施します
8. 今年10月から「教育訓練休暇給付金」が創設されます
労働者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に給付金が支給されます【再掲】
9. 昨年10月から教育訓練給付金を拡充しています【再掲】

【トピック1】「東京労働大学講座専門講座」受講者募集中

東京労働大学講座は、労働問題に対する理解を培うことを目的として昭和27年に開講し、今年で73回目を迎えます。労働諸理論についての対面講義(グループ討論を含む)とレポート作成を通して、理論・実務両面での課題対応力の強化を目指します。多くの方々のご受講をお待ちしています。

・人事管理・労働経済コース

9月1日(月)～11月28日(金)(15講義日)

・労働法コース

9月3日(水)～11月26日(水)(15講義日)

・概要

会場:TKP 市ヶ谷カンファレンスセンター(市ヶ谷駅)／東京都新宿区

講義時間:午後6時30分～8時10分(100分)

受講料:1コースにつき45,000円(税込)

開催方法:対面のみ

・主催

独立行政法人 労働政策研究・研修機構(JILPT)

(共催)東京都 (後援)日本労使関係研究協会

【申し込み方法など詳細はこちら】

独立行政法人 労働政策研究・研修機構(JILPT)「東京労働大学講座専門講座」

<https://www.jil.go.jp/kouza/senmon/index.html>

【トピック2】能登半島地震からの復興に携わる建設事業主の皆さまへ 人材確保等支援助成金(作業員宿舍等設置助成コース(石川県))のご案内

能登半島地震からの復旧・復興に向けて、作業員宿舍等の設置を支援しています。

石川県での工事のために対象となる宿舍や施設を借りた場合、費用の一部として最大200万円を助成します。

【助成対象者】

中小企業の建設事業主

【支給対象】

- 1.作業員宿舍…建設労働者 2 名以上が一つの敷地内に居住し、生活を営むことができるもの
- 2.賃貸住宅…建設労働者を遠隔地より新たに採用するために賃借する住宅のこと
- 3.作業員施設…食堂、休憩室、更衣室、浴室、トイレ、シャワー室

【助成額】

- ・作業員宿舍を賃借した場合 建設労働者一人当たり 25 万円
- ・賃貸住宅または作業員施設を賃借した場合 賃借料等の 3 分の 2
(一事業年度当たり 200 万円が上限(1～3 の合計))

詳細はリーフレットをご覧ください、お近くの都道府県労働局にお問い合わせください。

■人材確保等支援助成金(作業員宿舍等設置助成コース(石川県)) リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001513518.pdf>

■都道府県労働局お問い合わせ先

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001488368.pdf>

【トピック 3】事業主・人事労務担当の皆さまへ

「多様な働き方の実現応援サイト」のご紹介

「多様な働き方の実現応援サイト」は、パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善や、正社員の働き方の多様化に役立つ情報をお届けしているサイトです。事業主・人事労務担当の皆さまへ向けたコンテンツとして、「多様な正社員」制度や「パートタイム・有期雇用労働法」の解説、取組・導入事例などをご用意しています。

■多様な働き方の実現応援サイト 厚生労働省

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>

今回は、ぜひご覧いただきたいコンテンツを2つピックアップしてご紹介します。

① 事業主の方への支援

パートタイム労働者や有期雇用労働者を雇用する企業の方を対象にした支援をご案内しています。各種マニュアルも取りそろえています。労働者の方への待遇を改善したい、自社が法律を遵守できているか確認したい等、お困りのことがありましたらぜひご参照ください。

■事業主の方への支援 | パート・アルバイト・契約社員

https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/reform/business_owner.html

② メールマガジン

多様な働き方の実現に向けた各種セミナー情報やサイトの更新情報などを、月1回ほどお届けしています。

以下のページからはバックナンバーもご覧いただけますのでご活用ください。

■メールマガジンのご案内 | 多様な働き方の実現応援サイト 厚生労働省

https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/mail_magazine/

【トピック4】8月21日(木)開催「テレワークセミナー」(オンライン)参加者募集中
第3回テーマは「経営者と社員とのテレワーク賛否ギャップを解消」

厚生労働省は、テレワークの活用によって、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、テレワークセミナーを随時開催しています。【事前申し込み制・参加無料】

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術(ICT)を活用して、時間や場所を有効に活用でき、さまざまな生活スタイルに応じた柔軟な働き方を可能にします。

育児・介護による離職防止、採用の強化はもちろん、DX促進、BCP対策、社員のエンゲージメント向上や障害者雇用などによる労働人口の確保など、テレワークには多くのメリットがあります。

第3回のテーマは「経営者と社員とのテレワーク賛否ギャップを解消」です。

第3回特別講演として、ブライтサイド株式会社 代表取締役 武田斉紀氏をお招きし、「経営におけるテレワーク導入の賛否」と題してお話いただきます。

「テレワークに対する経営層と社員の間で意見や認識、価値観に差があると、働き方の方向性にズレを生じさせ、職場の不満や離職につながる可能性があります。経営者側は管理や統制を問題にし、社員側は柔軟な働き方を求めます。具体的には経営者側は生産性の低下やコミュニケーション、帰属意識の希薄化、育成やマネジメントを課題としています。一方社員側は通勤負担の軽減やワーク・ライフ・バランス、自身のパフォーマンスを発揮できる環境をメリットとして挙げています。

セミナーでは、テレワーク導入・定着の好事例から見える解決策の提案、および労務管理の専門家を交え、労務管理の留意点を、わかりやすく解説します。」

【セミナー内容】

- ・特別講演 ブライトサイド株式会社 代表取締役 武田斉紀 氏
- ・テレワーク導入企業の好事例紹介(株式会社 Massive Act 様)
- ・テレワーク導入事例&ICT における留意点
- ・テレワーク実施時の労務管理上の留意点(社労士による徹底解説)

・「個別相談会」(希望者)

※セミナー終了後に、労務管理、ICT その他企業が抱える個別具体的なお悩みについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。ご希望の方は、セミナーお申し込み時に個別相談会希望とご指定ください。

経営者と社員とのテレワーク賛否ギャップでお悩みの企業・団体の皆さま、テレワークの導入や定着に課題を抱えている事業経営者、人事・労務管理などのご担当者は、ぜひご参加ください。

【開催日時】

日時:8月21日(木)13:00~16:00 ※オンライン接続開始 12:50

【申し込み方法など詳細はこちら】

テレワーク総合ポータルサイト>セミナー・イベント>テレワークセミナーのご案内

<https://telework.mhlw.go.jp/kagayakutelework/seminar/2025/0821.html>

【トピック5】8月・9月「仕事と育児・介護の両立支援に関するセミナー」のご案内
主催セミナーに加え、オンライン・各会場で共催セミナーを実施します

全国の働き方改革推進支援センターや、自治体、キャリア形成リスクリング支援センターなどと共催セミナーを予定しています。

随時ウェブサイトにて公開しますので、該当地域の事業主、人事労務担当の皆さま、この機会をお見逃しなく！

■仕事と育児の両立支援セミナー（Zoom ウェビナー）

「両立支援が組織を強くする」～令和 6 年法改正解説～

8 月 8 日(金) 11:00～12:00

お申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/9788/>

■仕事と育児・介護の両立支援セミナー（Zoom ウェビナー）

「育児・介護休業法改正対応セミナー」～人事・経営層が今すべきこと～

8 月 19 日(火) 15:00～16:00

お申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/9792/>

■仕事と育児の両立支援セミナー（Zoom ウェビナー）

「戦略的パパ育休」～中小企業が人材を逃さないために～

8 月 28 日(木) 14:00～15:00

お申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/9790/>

■ぎふ働き方改革推進支援センター共催セミナー（Zoom ウェビナー）

第1部 育児・介護支援事務局

第2部 ぎふ働き方改革推進支援センター

9月9日(火) 14:00～15:30

お申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10047/>

■福岡働き方改革推進支援センター共催セミナー（Zoom ウェビナー）

第1部 育児・介護支援事務局

第2部 福岡働き方改革推進支援センター

9 月 25 日(木) 14:00～15:35

お申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10091>

■京都働き方改革推進支援センター共催セミナー（集合型セミナー）

第 1 部 京都働き方改革推進支援センター

・セミナー終了後に、京都働き方改革推進支援センターによる個別相談会を実施します。

第 2 部 育児・介護支援事務局（伴走型）

・1 社につき 1 名の専門家が同席し、セミナー内でご質問等に応じる時間を設けます。

9 月 26 日(金)14:00~16:30

会場:京都経済センター 6-C

お申し込み:<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/seminar-post/10084>

■上記以外にも集合型共催セミナーを予定しています。

・10 月 9 日 米原市役所後援 仕事と育児・介護の両立支援 伴走型セミナー

・10 月 16 日 山口キャリア形成リスクリング支援センター 共催セミナー

・10 月 24 日 北海道キャリア形成リスクリング支援センター 共催セミナー

※詳細が決まり次第、ウェブサイトにてご案内します。

【トピック6】令和7年施行の法改正による育児・介護などの雇用環境の整備を円滑に進めましょう 専門家による無料支援をご活用ください

中小企業の事業主、人事労務ご担当の皆さまに向けて社会保険労務士や中小企業診断士などの資格を持つ専門家が、育児両立支援、介護両立支援、雇用環境の整備のための支援を無料で実施します。

改正法についてはもちろんのこと、両立支援等助成金についてもご紹介します。

【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

・育児支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/ikuji/>

・介護支援について

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/lp/kaigo/>

【お問い合わせ】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局(厚生労働省委託)

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

TEL:03-5542-1740

【トピック7】 外国人技能実習制度に関するセミナーと個別コンサルティングをオンラインで実施します

法務省・厚生労働省が所管する外国人技能実習機構では、技能実習生を受け入れ中の監理団体や実習実施者の皆さま、現在、技能実習生の受け入れを検討中の皆さまを対象に、技能実習制度に対する理解を深めていただくため、セミナーと個別コンサルティングをオンラインで実施します。【事前申し込み制・参加無料】

【開催概要】

1. 外国人技能実習生のための雇用環境改善促進セミナー

・開催日時:9月10日(水)、10月8日(水)、11月5日(水)

(いずれの回も午前に座学(90分)、午後に事例紹介(90分)の2部制です)

午前の部(座学):10:00~11:30(受付 9:15より)

午後の部(事例紹介):15:00~16:30(受付 14:15より)

・定員:各回先着 200名

2. 外国人技能実習制度運用自主点検支援コンサルティング

技能実習制度について、幅広くご相談いただけます。コンサルティングを受けたことを理由として、外国人技能実習機構の实地検査が行われることはありませんので、この機会にぜひご利用ください。

【詳細・申し込みはこちら】

公益財団法人国際人材協力機構(JITCO)

<https://www.jitco.or.jp/ja/service-otit-jitco.html>

【お問い合わせ】

公益財団法人国際人材協力機構(JITCO)実習支援部業務課

(外国人技能実習機構委託)

TEL:03-4306-1190(セミナー)、03-4306-1189(コンサルティング)(平日9時~17時)

E-mail:jisshu-gyoumu@jitco.or.jp

【再掲】-----

【トピック8】今年10月から「教育訓練休暇給付金」が創設されます

労働者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に給付金が支給されます

労働者が離職することなく、教育訓練に専念できるよう、教育訓練休暇給付金が創設されました。この給付金は自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、その休暇期間中の生活費を保障するため、失業給付(基本手当)に相当する給付として、賃金の一定割合を支給します。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者が、就業規則等に定められた休暇制度に基づき、連続した 30 日以上は無給の教育訓練休暇を取得する場合、教育訓練休暇給付金の支給が受けられます。

労働者が教育訓練休暇給付金を利用するためには、事業主の皆さまに就業規則等を整備していただくとともに、教育訓練休暇を開始した際にハローワークで手続きを行っていただく必要があります。制度についてご確認をお願いします。

【詳細はこちら】

教育訓練休暇給付金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koyouhoken/kyukakyufukin.html

【再掲】-----

【トピック9】昨年10月から教育訓練給付金を拡充しています

教育訓練給付金は、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了等した場合、受講費用の一部(最大 80%~20%)が支給されるものです。

昨年10月 1 日以降に開講する専門実践教育訓練、特定一般教育訓練の場合、教育訓練給付金の給付率が引き上がりました。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、働きながら受講することができる講座もあるので、主体的なスキルアップ、資格取得のための支援策として、教育訓練

給付金を従業員の皆さまへの周知をお願いします。

【詳細はこちら】

令和 6 年 10 月から教育訓練給付金を拡充します

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00042.html